

取扱区分:「公開」

第27回周南市都市計画審議会

議 事 録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております
(発言そのものの記載ではありません)

平成29年3月14日(火) 10時～
徳山保健センター 3階健康増進室1

第27回都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成29年3月14日（火） 10時～
- 2 開催場所 徳山保健センター 3階健康増進室1
- 3 出席委員 石川英樹会長・目山直樹委員・西田孝美委員・佐野弘委員・
清水芳将委員・得重謙二委員・友田秀明委員・山本真吾委員・
福田唯史委員・熊野徹郎委員・梶山正一委員・財津恵子委員・
横山和人委員・柴崎和彦委員
- 4 欠席委員 小野英輔委員・金井光男委員・廣川誠一委員・清水保子委員
- 5 出席幹事 課長 有馬善己 ・ 課長補佐 原浩士
- 6 事務局 都市整備部長 岡村 洋道 ・ 都市整備部次長 重岡 伸明
都市政策課 吉武係長・中村係長・福田・白木
- 7 関係人 公園花とみどり課 中川課長補佐・山田係長
道路課 福本課長補佐
- 8 傍聴者 傍聴定員10名のうち傍聴者1名
- 9 議題及び内容
 - ① 周南都市計画道路の変更について（周南市決定）
3・4・310大迫田代々木線ほか1路線
 - ② 周南都市計画緑地の変更について（周南市決定）
301周南緑地
 - ③ 周南都市計画特別用途地区の変更について（周南市決定）
周南緑地広域スポーツ拠点地区
 - ④ 周南都市計画用途地域の変更について（周南市決定）
 - ⑤ 周南市立地適正化計画（案）について
- 10 報告事項
 - ① 都市計画道路の見直しについて
- 11 議事の要旨

開会10時

開会宣言

委員の定数報告

部長挨拶

(会長)

それでは議事に入りたいと思います。

審議は、お手元の議事次第に従い進めてまいります。事務局から何かございますか。

(幹事)

1点お願いと1件報告がございます。

この会議は、議事録作成の都合上、録音をしております。委員の皆様には、お手数ですが、ご発言の都度、お名前を名乗っていただきますよう御協力お願いいたします。

報告としまして、本日の傍聴定数は10名でございますが、傍聴者は1名でございます。事務局からは以上です。それでは、審議をよろしくお願いいたします。

(会長)

お手元の議事次第に従い進めてまいります。初めに、議事録の署名人についてお諮りしたいと思います。議事録の署名委員を、目山委員と横山委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

目山委員、横山委員よろしく申し上げます。

それでは、ただいまから審議を進めてまいります。本日は、5件の諮問事項と1件の報告事項が提出されています。第27回周南市都市計画審議会議案の、議案第1号から審議していただきます。採決の方法は、異議の有無による採決としたいと思います。議案の説明を幹事から受けた後、質疑をお受けし、続きまして、討論、その後に採決となります。

それでは幹事より、議案第1号の議案の説明をお願いします。

(幹事)

それでは、議案第1号について、議案書に沿って説明をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

都市計画道路3・4・310大迫田代々木線および3・5・327遠石馬屋線の区域変更を行うもので、決定権者は周南市でございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

大迫田代々木線は、周南市周陽3丁目から代々木通2丁目までを結ぶ全長約2,940メートル、代表幅員16メートルの幹線街路でございます。遠石馬屋線は、周南市五月町から周陽2丁目までを結ぶ全長約1,330メートル、代表幅員15メートルの幹線街路

でございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

計画変更の理由は、このたび、周南緑地のメインエントランス整備に伴い、安全かつ円滑な交通処理を図るため、大迫田代々木線と遠石馬屋線との接続部分の交差点形状を見直すことにより、道路の区域の一部を変更するものでございます。

議案書の4ページ的位置図をご覧ください。

大迫田代々木線は、中心市街地と周南団地を結ぶ幹線街路でございます。遠石馬屋線は、都市計画道路中央通線と山手線を接続し、周南団地における南北方向の交通を処理する幹線街路でございます。今回、変更を行いますのは、これら都市計画道路の交差点部でございます。

議案書の5ページをお願いいたします。

大迫田代々木線ですが、図中の赤い線が変更後、黄色い線が変更前、緑色に変更なしの区域を示しています。今回、道路区域を変更する区間は約70メートルとなります。

議案書の6ページをお願いいたします。

遠石馬屋線ですが、図中の赤い線が変更後、黄色い線が変更前、緑色に変更なしの区域を示しています。今回、道路区域を変更する区間は約180メートルとなります。

交差点部について詳しく説明いたします。大迫田代々木線ですが、現在の都市計画決定は、車道は3メートル、路肩は1.5メートルの2車線で、3.5メートルの自転車歩行者道を両側に設置した、全幅16メートルの道路構造としており、道路区域はスクリーン上に黄色で示す区域です。今回の変更は、上り方面において、右折専用車線を付加することで、円滑な交通の確保を図ることを目的とし、道路区域が全幅17メートルになるため、道路の区域の一部を変更するものでございます。なお、大迫田代々木線の計画交通量は、平成42年推計で、1日あたり約5,000台です。スクリーン上に赤色で着色した区域が変更後の道路区域になります。

次に、遠石馬屋線ですが、現在の都市計画決定は、車道は3メートル、路肩は1.5メートルの2車線で、3メートルの自転車歩行者道を両側に設置した、全幅15メートルの道路構造としており、道路区域はスクリーン上に黄色で示す区域です。今回の変更は、上り下り方面において、右折専用車線を付加することで、円滑な交通の確保を図ることを目的とし、道路区域が全幅16メートルになるため、道路の区域の一部を変更するものでございます。なお、遠石馬屋線の計画交通量は、交差点南側で、1日あたり約3,400台、交差点北側で1日あたり約4,100台です。スクリーン上に赤色で着色した区域が変更後の道路区域になります。

議案書の7ページおよび8ページをお願いいたします。

新旧対照表を示しておりますが、この度の変更は、区域の変更のみであり、計画書の変更はございません。

続きまして、都市計画変更の手続きでございます。

本件に関する説明会を12月22日に開催し、12月15日から1月13日まで、都市計画素案を縦覧に供し、周知を図りました。公聴会につきましては、公述の申出がありませんでしたので開催しておりません。

その後、市において素案のとおり都市計画の案を決定し、2月13日から2月27日までの2週間、縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

今後の手続きでございますが、本日のご審議、ご決定いただきましたら、県との協議を経て、市が決定の告示を行い、正式な決定となります。

手続きとしましては、以上のとおり予定しております。

議案第1号の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

幹事から説明がありました但議案第1号につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。なお、議事録の作成上、ご意見、ご質問の際には名前を告げられてご発言をお願いいたします。

(委員)

横断構成の図をちょっと見せていただいて、ご説明を補足していただけると有り難いなと思いました。結局、全幅で幅員が1メートル増える、これは後の土地利用の変更にも関わりますけど、緑地側が新しく取得した土地の関係で、その部分を増やしていくというところもあると思うんですけど、全幅が15メートルの所が16メートル、16メートルの所が17メートルで、私が言うのもなんですけども、普通に考えると、車線が一個増えているのに、歩道幅員も変えずにいじめているなという感じがするんですけど、そのあたりの考え方と、路肩を1.5メートルとってあるのを1メートルにとどめるというやり方にした、そのあたりの背景の思想と言いますかね、安全対策も含めて、これで十分なのかどうかだけ補足説明していただけないでしょうか。

(幹事)

今ご質問のありました、今回の交差点部分の変更ということと、向かって左側は周南緑地の公園でございます。下側も周南緑地の公園でございます。この後、周南緑地の変更の説明をさせていただきますが、今回1メートルずつ幅員が広がっておりますが、公園側に広げたいと考えております。歩道の考え方につきまして、基本は周南市の条例にもあります、道路構造令に従いまして、3.5メートルと3メートルにしております。今の都市計画決定におきましても、大迫田代々木線は3.5メートル、遠石馬屋線は3メートルとなっておりますので、それを通して設置したいと考えております。また、ここは今回エントランスの整備を

行うということでございます。公園側の空間につきましては、公園と歩道の空間を一体的に利用させていただきまして、空間の確保をしたいと考えております。今言われました、1.5メートルから0.5メートルというのも、道路構造令の市の条例の中で0.5メートルという基準がございますので、それを採用しているということでございます。

(委員)

ご説明ありがとうございました。もう一つ気になるのが、歩道幅員をいくらとるかというところで、標準としたら3.5メートルなんでしょうけど、ここは全幅で遠石馬屋線が元々3メートルでとられているので、確かに3メートルでいくというのは、流れとしてはおかしくないのかなという気がするんですが、表示として自転車を描くのは不適切かなという気がするんですね。そこはイメージの問題だけだと思うので、自転車を通すのであれば、一般的に歩行者が行き違うことが出来るので1メートル、1メートルで2人分、そして自転車が1.5メートルということで3.5メートルという構造の思想を持っていますので、そういう意味でいくと、自転車を通すのにはあまり適切じゃない場所のままになるのかなと。中学校も近い、高校も割と集積しているエリアですから、通学自転車がどのくらい通るのか把握できてはいないと思いますけど、そういうことに対する安全対策をしてほしいなと思っています。意見としてはそれまでです。ご質問に答えていただいて、ありがとうございました。

(委員)

遠石馬屋線ですけど、将来的に考えると、大迫田代々木線から直進で遠石馬屋線を横切って東側に入れるというような、いわゆる今は丁字路ですけど、十字路になるというようなイメージでよろしいですか。

(幹事)

今図面に示しております、遠石馬屋線が横のラインでございますが、その下側に薄い線で大変申し訳ないですが、そちらは公園の園内ということで、園路として整備して、ここを十字交差点として整備をして、大迫田代々木線のほうから、信号処理はしますが、公園の中に入れるというような道路形態にするということでございます。

(委員)

先程説明の中で、遠石馬屋線の上下線とも十字路になったときには、県道のほうから上がってきますよね、バイパスに向かって。その時の右折ラインもとれるような幅員をとっているということでよろしいでしょうか。

(幹事)

右折レーンを設けます。上下線というのが分かりにくいのですが、国道2号から来るのと、県道から来るので両方右折専用レーンを設けるといことです。

(会長)

その他、ご質問はございませんでしょうか。ないようでしたら、次に議案につきまして討論に移ります。何かご意見はございませんでしょうか。

(会長)

ご意見、ご質問がないようでしたら採決を行います。

議案第1号につきまして、周南市都市計画審議会として原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議がないようですので、議案第1号につきましては、原案のとおり可決することといたします。可決された案件につきましては、早速市長に答申いたします。

次に、議案第2号の議案の説明をお願いします。

(幹事)

それでは、議案第2号について説明させていただきます。

議案書の9ページをお願いいたします。

都市計画緑地301周南緑地の区域変更を行うもので、決定権者は周南市でございます。

議案書の10ページをお願いいたします。

周南緑地は、周南団地の南側に、西緑地、中央緑地、東緑地、横浜緑地、遠石緑地の5つの区域で構成する、面積約87.7ヘクタールの緩衝緑地でございます。

変更の理由でございますが、このたび、周南緑地の新たな玄関口として整備するメインエントランスにおいて、安全かつ円滑な交通処理を図るため、都市計画道路大迫田代々木線と遠石馬屋線の交差点形状を見直すことから、道路区域の変更に伴い、都市計画緑地の区域を変更するものでございます。

スクリーンをご覧ください。

都市計画緑地は、環境の保全や公害の緩和、景観の向上などの都市環境の維持改善を図るために定めるもので、都市施設の一つでございます。

周南緑地は、臨海部の工場地帯と、周南団地などの市街地を分離して災害の防止を図る緩衝緑地として、昭和43年7月に都市計画決定され、現在、面積は約87.8ヘクタールとなっております。

また、これまで市民の健康増進、スポーツ振興を図るために野球場や陸上競技場といったスポーツ施設などの整備を行い、県東部の広域的なスポーツ・レクリエーションの拠点となっており、現在、約79.6ヘクタールを開設しております。

このたび、周南緑地基本計画に基づく、メインエントランスの整備により、都市計画道路大迫田代々木線と遠石馬屋線の道路区域の変更に伴い、緑地の区域を変更するものでございます。

議案書の11ページをお願いいたします。

変更箇所は、黄色の線を赤色の線に変更するものでございます。なお、緑色の線は変更のない部分を示しております。

スクリーンをご覧ください。

水色の四角で示した箇所が、新たな玄関口として整備を行うメインエントランスとなります。議案第1号の都市計画道路の道路区域が拡大されることに伴い、緑地の区域が縮小されるものでございます。面積は、約0.1ヘクタール減の約87.7ヘクタールとなります。

議案書の13ページをお願いいたします。

新旧対照表ですが、変更となりますのは、黒字に下線を引いております、面積約87.7ヘクタールでございます。

続きまして、都市計画変更の手続きでございます。

先程ご審議いただきました都市計画道路の変更と同じ手続きとなっております。公述の申し出や意見書の提出はありませんでした。

議案第2号の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(会長)

幹事から説明がありましたが議案第2号につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。何かご意見はございませんでしょうか。

(委員)

メインエントランスに向かって十字路になりますよね。公園のためのメインエントランスなんですけど、これをもうちょっと拡大してというか広く見たときに、東へ地下を通らせて道路を走らせたなら、桜木町の道路までぶつかるんですよね。そういった計画というのはどこで練るんですか。こういった場ではないんですか。

(幹事)

今言われましたのは道路という観点だろうと思います。大迫田代々木線は、ここの交差点が起点となっています。ここの道路を桜木の方へ抜くというのは、道路の機能から考えれば都市計画道路という位置付けにはなるとは思いますが、今の道路網としては、ここに道路の計画はございません。将来的に全体の道路網を考える中で、そういう道路網が必要となればですね、都市計画道路として検討するというのも一つだろうと考えています。

(会長)

その他、ご質問はございませんでしょうか。ないようでしたら、次に議案につきまして討論に移ります。何かご意見はございませんでしょうか。

(会長)

ご意見、ご質問がないようでしたら採決を行います。

議案第2号につきまして、周南市都市計画審議会として原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議がないようですので、議案第2号につきましては、原案のとおり可決することといたします。可決された案件につきましては、早速市長に答申いたします。

次に、議案第3号の議案の説明をお願いします。

(幹事)

それでは、議案第3号について説明させていただきます。

議案書の15ページをお願いいたします。

都市計画特別用途地区の区域変更を行うもので、決定権者は周南市でございます。

議案書の16ページをお願いいたします。

周南緑地広域スポーツ拠点地区は、面積約50ヘクタールの特別用途地区でございます。

計画変更の理由でございますが、このたび、周南緑地のメインエントランス整備により、周南緑地の区域を変更することに伴い、周南緑地広域スポーツ拠点地区の区域の一部を変更するものでございます。

スクリーンをご覧ください。

特別用途地区は、都市計画法に基づく地域地区の一つで、地区の特性や課題に応じ、特定

の用途の利便の増進や、環境の保護を図るために用途地域の制限の強化や緩和を行う区域で
ございます。

周南緑地広域スポーツ拠点地区は、周辺環境との調和を前提とし、周南緑地内においてス
ポーツ施設、公園施設等の建築を可能とする、建築物の用途制限の緩和を行う特別用途地区
として定めたもので、平成19年に都市計画決定し、現在、約50ヘクタールを都市計画決
定しております。

周南緑地広域スポーツ拠点地区は、周南緑地において、スポーツ施設や公園施設等の整備
を推進し、魅力や利便性の向上を図るため、周辺環境との調和の点から建築しても差し支え
ない建築物について、建築制限を緩和し、建築を可能とするものです。

現在、周南緑地広域スポーツ拠点地区は、周南緑地のうち、スポーツ・レクリエーション
拠点として、現在、スポーツ施設等が立地し、今後、周南緑地基本計画に基づき、施設のリ
ニューアル等機能の充実や魅力の向上を図る中央緑地・東緑地に指定しています。

なお、この特別用途地区は、具体的な制限・緩和の内容については市が条例で定めること
とされており、その際には建築基準法第49条第2項に基づき、国土交通大臣の承認が必要
となります。

このたびの区域変更につきましては、平成29年2月23日付けで国土交通大臣の承認を
いただいております。

議案書の17ページをお願いいたします。

変更箇所は、黄色の線を赤色の線に変更するものでございます。なお、緑色の線は変更の
ない部分を示しております。

スクリーンをご覧ください。

先程の周南緑地の区域変更に伴い、周南緑地広域スポーツ拠点地区の区域も変更するもの
でございます。

議案書の19ページをお願いいたします。

新旧対照表を示しております。変更となりますのは、黒字に下線を引いております、備考
の区域の縮小 約0.03ヘクタールでございます。他の変更はございません。

続きまして、都市計画変更の手続きでございます。

先程ご審議いただきました2件の都市計画変更と同じ手続きとなっております。公述の申
し出や意見書の提出はありませんでした。

議案第3号の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(会長)

幹事から説明がありましたが議案第3号につきまして、ご質問がありましたらお願いい
たします。何かご意見はございませんでしょうか。

(会長)

ご質問はございませんでしょうか。ないようでしたら、次に議案につきまして討論に移ります。何かご意見はございませんでしょうか。

(会長)

ご意見、ご質問がないようでしたら採決を行います。

議案第3号につきまして、周南市都市計画審議会として原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議がないようですので、議案第3号につきましては、原案のとおり可決することといたします。可決された案件につきましては、早速市長に答申いたします。

次に、議案第4号の議案の説明をお願いします。

(幹事)

それでは、議案第4号について説明させていただきます。

議案書の21ページをお願いいたします。

都市計画用途地域を変更するもので決定権者は周南市でございます。

議案書の22ページおよび23ページをお願いいたします。

変更となる用途地域は、種類 第一種中高層住居専用住居地域、面積 約745ヘクタール、建築物の容積率 10分の20以下、建築物の建ぺい率 10分の6以下、種類 第一種住居地域、面積 約771ヘクタール、建築物の容積率 10分の20以下、建築物の建ぺい率 10分の6以下、種類 第二種住居地域、面積 約136ヘクタール、建築物の容積率 10分の20以下、建築物の建ぺい率 10分の6以下でございます。

変更の理由でございますが、周南緑地は、周南市都市計画マスタープランにおいて、広域的な核となる公園と位置付けられ、「多様なニーズに応じ、また市民が安心・安全・快適に利用できるように施設の充実を図る」ことを土地利用方針として定めています。

その後、平成25年3月に策定しました周南緑地基本計画により、公園の整備方針が定められたことから、広域的な核となる公園として相応しい施設整備を図るため、周南緑地のうち、西緑地、中央緑地及び東緑地について、用途地域を第一種中高層住居専用地域または第一種住居地域から第二種住居地域に変更するものです。

また、周南緑地基本計画に基づく、周南緑地の新たな玄関口となるメインエントランスの

整備に伴い、都市計画道路遠石馬屋線の沿道において、住居系の土地利用を維持しつつ、沿道土地利用の増進を図るため、用途地域を第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域に変更するものです。

スクリーンをご覧ください。

用途地域とは、地域地区のひとつで、機能的な都市活動の推進や、良好な都市環境の形成を図るため、土地利用計画に基づき、住居・商業・工業など建築物の用途、建築物の密度や形態に関わる建ぺい率、容積率を定めるものです。

用途地域は、住居系、商業系、工業系あわせて12種類ございまして、それぞれの用途地域ごとに、建築できる建築物の用途が建築基準法で定められております。

議案書の25ページをお願いいたします。

変更となります区域は、赤線でお示ししております区域で、計4箇所でございます。

スクリーンをご覧ください。

変更理由にもございましたとおり、周南緑地は、「周南市都市計画マスタープラン」及び「緑の基本計画」において、スポーツ・レクリエーション拠点や広域防災拠点など広域的な核となる公園として位置づけ、「多様なニーズに応じ、また市民が安心・安全・快適に利用できるように施設の充実を図る」こととしております。

また、周南緑地は、総合公園である永源山公園や徳山公園とともに、本市の中核となる公園として「重点地区」に指定し、連携したまちづくりの拠点形成を図ることとしております。

こうしたマスタープランに基づき、平成25年3月に、周南緑地基本計画を策定し、メインエントランスの整備などスポーツ・レクリエーションの機能の充実や魅力の向上を図ることとしております。

こうしたことから、周南緑地の、1の西緑地、2の中央緑地、3の東緑地の用途地域を「第二種住居地域」に変更することにより、永源山公園や徳山公園との整合を図り、また、第3号議案でご審議していただいた特別用途地区と併せた、適切な土地利用を図るものでございます。

4の五月町から周陽三丁目地区ですが、今後、周南緑地は、周南緑地基本計画に掲げております、人々が集い、交流する「スポーツコンベンションパーク」を目指し、スポーツ・レクリエーション拠点の機能充実を図ることに伴い、都市計画道路遠石馬屋線の沿道において、住居系の土地利用を維持しつつ、沿道土地利用の増進を図るため、用途地域を「第一種住居地域」に変更するものでございます。

議案書の27ページおよびスクリーンの左側をご覧ください。

西緑地の現在の用途地域は、住居系の「第一種中高層住居専用地域」または「第一種住居地域」となっておりますが、これを「第二種住居地域」に変更するものでございます。

また、建ぺい率を60%、容積率を200%とします。

議案書の28ページおよびスクリーンの右側をご覧ください。

中央緑地の現在の用途地域は、住居系の「第一種中高層住居専用地域」または「第一種住居地域」となっておりますが、西緑地と同様、これを「第二種住居地域」に変更するものでございます。

また、建ぺい率を60%、容積率を200%とします。

議案書の29ページおよびスクリーンの左側をご覧ください。

東緑地の現在の用途地域は、住居系の「第一種中高層住居専用地域」または「第一種住居地域」となっておりますが、西緑地や中央緑地と同様、これを「第二種住居地域」に変更するものでございます。

また、建ぺい率を60%、容積率を200%とします。

議案書の30ページおよびスクリーンの右側をご覧ください。

五月町から周陽三丁目地区の現在の用途地域は、住居系の「第一種中高層住居専用地域」となっておりますが、これを「第一種住居地域」に変更するものでございます。

また、建ぺい率を60%、容積率を200%とします。

議案書の31ページまたはスクリーンをご覧ください。

新旧対照表を示しております。

前方スクリーンで、変更前を赤字、変更後を黒字で示しております。第一種中高層住居専用地域は、面積 約84ヘクタール減りまして約745ヘクタール、第一種住居地域は、面積 約0.3ヘクタール増えまして約771ヘクタール、第二種住居地域は、面積 約84ヘクタール増えまして約136ヘクタールとなりますが、面積の合計は変更ございません。

続きまして、都市計画変更の手続きでございます。

先程ご審議いただきました3件の都市計画変更と同じ手続きとなっております。公述の申し出や意見書の提出はありませんでした。

議案第4号の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

幹事から説明がありましたが議案第4号につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。何かご意見はございませんでしょうか。

(委員)

全体的な確認ですけれど、私が一番気になっているのは、この中の資料に一切出てこないけれども、周南緑地基本計画に基づきという話が沢山出てくるので、実を言うと、こういうことを見直す時に、やはり根拠になっているところを提示しながらやったほうがいいんじゃないかなと。今回やろうとしている変更の1号議案から3号議案までに限って言うと、メインエントランスの整備に関わるものなので、それに対して、道路の変更、緑地区域の変更、都市計画特別用途地区の変更をするという風に、最初にさわりがあったほうがよかったんじ

やないかなという感想を持っています。これは意見です。

それから質問で、周南緑地のこのエリアを第二種住居地域に変えるというのは、端的に言ってしまえば、用途規制の中でも、いわゆる用途規制の緩和をしようとしているので、そのあたりですごく影響が大きいということを私自身は認識しているんですけども、緩和するとなると、どのような用途が公園内に出来上がるのかが、やっぱりイメージとして説明いただいたほうがいいなと思います。説明の中でありました、いわゆる永源山公園、元々違う自治体である新南陽市のメイン公園であった永源山公園と周南緑地では性格も違います。それから、いわゆる都市計画公園の中でも、緑地と言われる部分と総合公園と言われる部分では用途・目的が違っているので、その中で指定してきている背景、中高層住居専用地域にしてきた背景は、おそらく公園内というか緑地内では建物を想定していなくて、緑地としての保全をかなり意識してきたのが当初の計画決定から続いてきたのだと思うわけですね。それを第二種住居地域という、かなり緩い、何でも建ってしまうような規制に変えていくということになると、そのあたりの明確な思想がどのようにしてあるのかは、補足の説明をしていただけたらと思います。

(幹事)

説明の中で周南緑地基本計画を説明させていただきましたが、資料のご提示のほうで不足だったということは認識しております。申し訳ありませんでした。

変更の理由の中でも説明させていただきましたが、今委員に言われましたように、周南緑地と永源山公園、それと徳山公園、動物園の所になりますが、文化会館等も含めておりますが、その地区はマスタープランにおきましては、それぞれの三つの核となる公園、総合公園的な機能、周南緑地につきましては緩衝緑地でございますが、そういった総合公園的な機能を今後図っていききたいということで、施設の整備等も周南緑地につきましては、基本計画の中に今後充実を図っていくということを明記しています。

用途の考え方でございますけど、徳山公園のほうも第二種住居地域を設定させていただいております。徳山公園におきましても、今リニューアルを進めているということで、そして、永源山におきましては、委員にも言われましたとおり、位置付けや施設的な内容がちょっと違うかもございませんが、今後同じような機能充実を図っていく、そして今の機能を今後も維持管理していきたいということでございます。周南緑地につきましては、これまで、先程説明しました特別用途を平成19年に指定していますが、それまでもスポーツ施設を整備しておりました。これにつきましては、建築基準法の48条のほうで特定行政庁、当時は県のほうにありましたが、そちらでご承認いただいておりますね、施設を整備してきたという経緯がございます。今後、周南緑地につきましては、市民のための中核的な公園としたいということでございますので、平成19年に特別用途地区を指定させていただいて、今のスポーツ施設等が建築できるようにさせていただきました。基本的な考えとして、まずは用途地域で

基本土地利用等を誘導し、適切な土地利用を図るということで、特別用途地区というのは用途地域を補完するものでございますので、まずは基本でございます用途地域を、住居系は維持しつつですね、設定させていただきたいということです。今言われましたように、緩和ということもございますが、適切な土地利用を図りたいということが主旨でございますので、そういう考えで、今回議案させていただいております。

(委員)

質問と言うか確認が二つですけど、ここは民地ではなくて、いわゆる公共用地なので、市がこういう土地利用を保全していくと言ってくだされればそれでいいと思っているのが一つ、その確認が一つです。もう一つは、特別用途地区でいわゆる中高層住居専用地域で、厳しく指定した所の一部緩和図っていたのを、これは将来外していくということですか。これはそのまま残していくのか、そのあたりについてご確認したいです。

(幹事)

公共用地につきましても、まちづくり全体で土地利用を考える訳でございますので、まちづくり、都市計画区域、特に市街化区域全体を考えて用途地域を設定させていただきたいと思っております。

それと、特別用途地区につきましては、先程説明しましたが、その具体的な内容については市の条例のほうで定めるということでございます。一番は今のスポーツ施設というのは、観覧施設でございます。観覧施設につきましては、住居系では建てられません。しかし、今の公園、スポーツ・レクリエーション拠点としての機能確保、機能充実を図る上では、こうした観覧施設は必要であるということで、観覧施設等につきましては、特別用途地区のほうで設定させていただいて、適切な土地利用を図っていききたいということでございます。

(委員)

観覧施設という言葉だけでは分かりにくいので確認ですけど、要は今の用途指定のままだけでは、いわゆるシルク・ドゥ・ソレイユみたいなサーカス小屋がポンと来て、そこに設営することが出来るかと言えばアウトなんですけど、観覧席のあるような施設が、そこに永久固定なのか仮設かは別にして、立地出来るような用途として考えれば、そこは今の特別用途地区を指定し続けるというイメージなんですね、分かりました。

ただ、お願いがあるのは、形態規制は全然変わっていないのに用途に対する制限がかなり変わりますので、やはりそのあたり適切な運用、市政がそういう風に変化するとはとても思えませんけれども、そのあたりは意識して、皆さんの利便性は高めるけれども、緑地としての保全の意識は従前と変わらないということで、是非ともお願いしたいなと思っておりました。

(幹事)

説明がちょっと足りませんでした。基本的には現在の土地利用と、今回ご提案させていただく用途地域と特別用途地区を併せた土地利用というのは、以前と基本的には変えないということでございます。

(委員)

確認ですが、野球場とか観覧施設がありますよね、それが第一種中高層住居地域から第二種住居地域に変えるということは、今までは法に適していなかったということですか。

(幹事)

野球場とかスタンドがございますよね、こういうものについては、特別用途地区を指定しまして、適切に法に則って建築物ができるようにという風には、法に合致しているということでございます。

(委員)

用途地域の категория がしっかり頭に入っている訳ではないんですが、今の1、2、3、4とある中の4の部分だけを第二種ではなくて、第一種住居地域に変更していくという形になっていますね。他の3つは第二種ですが。これは何か市のほうで将来的なものがあってとか、意図のある変更の形態なのですか。

(幹事)

右側の遠石馬屋線の沿道の所になります、下側を見ていただいたら分かりますが、黄色の部分が第一種住居地域ということになります。緑色が元々ございます第一種中高層の用途地域でございますが、ここの沿道利用ということで、基本的には先程言いましたが、ここの地区は住居系の維持をするというところの中で、下側の用途地域は今までも黄色の第一種住居地域でございました。それを一体的な形で土地利用を図るということも一つでございます。今後、周南緑地をスポーツ・レクリエーション拠点として人が集う拠点にしたいということがございますので、こうした沿道については、沿道利用ができる用途にしたいということで、下と同じような形での第一種住居地域にしたいという思いでございます。

(会長)

その他、ご質問はございませんでしょうか。ないようでしたら、次に議案につきまして討論に移ります。何かご意見はございませんでしょうか。

(会長)

ご意見、ご質問がないようでしたら採決を行います。

議案第4号につきまして、周南市都市計画審議会として原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議がないようですので、議案第4号につきましては、原案のとおり可決することといたします。可決された案件につきましては、早速市長に答申いたします。

次に、議案第5号の議案の説明をお願いします。

(幹事)

それでは、議案第5号について説明いたします。

議案書の33ページと、本日、お配りしました周南市立地適正化計画(案)を御覧ください。

都市再生特別措置法第81条第14項の規定により、市町村は、立地適正化計画を作成するときは、あらかじめ市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされています。

前回の本審議会におきまして、周南市立地適正化計画(素案)について既に御説明して、委員の皆様から御意見等をいただいております。

それに加え、パブリック・コメントにより市民の皆様からいただいた御意見も踏まえまして、周南市都市再生推進協議会で審議し、計画(案)を作成しております。

大きな計画内容の変更はございませんでしたが、例えば第3章の都市構造図に補足説明を加えるなど、分かりやすくなるように、説明等を追加しております。

今後の予定としましては、3月下旬に本計画を公表し、来年度以降、居住促進区域を検討して、最終的に平成30年度までに計画全体を公表したいと考えております。

議案第5号の説明は以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

幹事から説明がありましたが議案第5号につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。何かご意見はございませんでしょうか。

(会長)

ご質問はございませんでしょうか。ないようでしたら、次に議案につきまして討論に移

ります。何かご意見はございませんでしょうか。

(会長)

ご意見、ご質問がないようでしたら採決を行います。

議案第5号につきまして、周南市都市計画審議会として原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議がないようですので、議案第5号につきましては、原案のとおり可決することといたします。可決された案件につきましては、早速市長に答申いたします。

次に、議事の5報告事項に入ります。

報告事項1の都市計画道路の見直しについて、報告をお願いします。

(幹事)

それでは、報告事項、都市計画道路の見直しについてご報告いたします。

昨年8月の都市計画審議会の際に都市計画道路見直しについて、地域の皆さまを対象とした意見交換会の開催状況をご報告いたしました。

本日は、今年度で終了した意見交換会の総括と今後のスケジュールについてご報告いたします。

意見交換会は周南市を8つのエリアに分類し、平成27年の1月から、各地区2回を基本に開催しております。

意見交換会では、地域の皆さまに都市計画道路見直しの概要をご説明し、見直し方針を策定する上で必要な地域の皆さまからのご意見を伺い、また、見直しの考え方などについて意見交換しました。

意見交換会については、前回ご報告差し上げてから後、9回を開催、平成29年2月をもって全てを終了し、開催回数は延べ19回、参加者は延べ444名でございました。

意見交換会の主な意見を、本審議会においても検証していただきました「路線の検証項目」に沿ってご紹介しますと、項目1の「趣旨・位置付け」として、「幹線道路として位置付けた、必要なものは早く整備してほしい」、「幹線道路のような広い道路は必要ない」、項目2の「有する機能」として、「消防車や救急車が通行できる緊急輸送路が必要」、「安心安全な通学路が必要」、項目3の「整備実現性」として、「幹線道路としての緊急性もない」、「ルートが土砂災害警戒区域等危険個所にあるので見直しが必要」、項目4の「機能代替」として、

「歩行者が安全に通行できるよう、既存道路を広げてほしい」、「都市計画道路のような広い道路ではなく、生活に密着した道路を整備して欲しい」、その他、「浸水や火災等防災、通学路等交通安全、インフラ整備など、まちづくりの施策と連携した見直しが必要」などのご意見をいただきました。

今後のスケジュールですが、現在、平成25年に本審議会よりいただいた見直しの方向性と、この度、市民の皆さまからいただいたご意見をもとに総合的に検証し、周南市としての都市計画道路見直し方針（素案）を策定しているところです。

見直し方針（素案）は、来年度、本審議会へご報告させていただき、パブリック・コメント等で市民の皆さまから広く意見を聴取し、見直し方針（案）を策定した後、この見直し方針（案）を本審議会にて審議していただき、見直し方針を決定したいと考えております。

都市計画変更の法手続きが必要な路線につきましては、順次、この方針に沿って法手続きを進めてまいりたいと考えております。

（会長）

ありがとうございます。ただいま事務局のほうから説明がありました、都市計画道路の見直しにつきまして、ご質問等がございましたら、お受けしたいと思います。ご質問はございませんでしょうか。

（委員）

都市計画道路を廃止することに対して、代替路となり得るような道路を既存の道路の拡幅も含めて整備するというような要望も上がっていると聞きましたけれども、市の行政としては全体像としていいんですけど、都計審の中では計画決定を打つという手続きまではこちらの仕事と思いますが、いわゆる市道として、あるいは市道でない部分もあるかもしれませんけれども、他者と連携を図りながらそういった道路の整備をしていくということについて、市の行政全体としては合意がとれているのかどうか、そのあたりを伺いたいと思います。実際そういった要望が上がっている地区がどの程度あるのか、そういうものに対しての行政内での連携の方向性がどうなっているのかだけ、補足説明していただけたら有り難いと思います。

（幹事）

この度、地元のほうに19回入らせていただきましたけど、その度にですね、道路に関するご要望等いただいております。先程「その他」のところでご説明させていただきました、いろいろなまちづくりを進めていく上で、防災という視点なり、交通安全等の視点、いろいろございましたので、意見交換会をさせていただいた内容につきましては、関係部署にそれぞれ情報提供させていただいて、情報共有をしております。また、都市計画道路の見直し方

針を策定するにあたりましてですね、都市計画道路としては整備の実現性という視点がございましたが、今後どういう風な形で都市計画道路を整備していくかというの、都市計画道路と生活道路も含めてですね、どういう風な形で進めていくかというのは、情報共有して今後連携をとって進めていこうとしているところでございます。

(会長)

その他ご質問はございませんでしょうか。ないようでしたら、本審議会で、都市計画道路の見直しについて、報告を受けたこととします。

本日の審議は以上でございます。

その他、委員の皆様から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局に進行を引き継ぎたいと思います。よろしく申し上げます。

(幹事)

事務局からの連絡事項は特にございません。

以上をもちまして、第 27 回周南市都市計画審議会を終了致します。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

閉会 11時15分